

デイサービス ピアかなで

**地域密着型通所介護
第1号通所事業
運営規程**

令和5年4月1日

(株)コモード

デイサービス ピアかなで運営規程

(事業の目的)

第1条

この規程は、株式会社コモード（以下「事業者」という。）が設置するデイサービス ピアかなで（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員等（以下「従業者」という。）が、要介護及び要支援状態にある高齢者等に対し、適正な第1号通所事業・地域密着型通所介護（以下『通所介護』と言う。）事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所の従業者は、要介護及び要支援状態の第1号通所事業対象の利用者に、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- 3 明るく家庭的な雰囲気のもと、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、通所介護事業者、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図るよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称

デイサービス ピアかなで

(2) 所在地

掛川市大坂539番地 大東ショッピングプラザ「ピア」内

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 常勤管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、事業所に対する通所介護利用の申し込みに係る調整、他の従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

(3) 看護職員 1名以上

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

(4) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は利用者の健康状態を把握した上で、機能訓練計画に基づき日常生活を営むのに必要な機能減退を防止する為の機能訓練等を指導し、また利用者の家族に対して介護方法等を指導する。

(4) 介護職員 1名以上

介護職員は通所介護の業務にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日とする。ただし、12月31日～1月3日の期間中は休業とする。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間は、午前9時00分から午後12時05分、午後1時20分から午後4時25分までとする。
- (4) 延長サービスの提供は行わない。

(利用定員)

第6条 通所介護の利用定員は1単位15名とする。

- 1単位目 15名 (午前)
- 2単位目 15名 (午後)

(通所介護の内容)

第7条 通所介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活動作の程度によって、身体の介護に関する必要な支援及びサービスを提供する。
 - ①移動、移乗の介助
 - ②その他必要な身体の介護
 - ③健康状態の確認
- (2) 利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送るために必要な支援及びサービスを提供する。
 - ①レクリエーション
 - ②グループワーク
 - ③行事活動
 - ④体操
 - ⑤機能訓練
 - ⑥休養、養護
 - ⑦運動機能能力向上
- (3) 送迎を必要とする利用者に対して、必要な支援及びサービスを提供する。
 - ①移動、移乗動作の介助
 - ②送迎
- (4) 利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。
 - ①生活、身上、介護に関する相談、助言
 - ②その他必要な相談、助言

(利用契約)

第8条 通所介護の提供の開始に当たっては、あらかじめ利用者及びその家族等に対して面談の上、通所介護及び第1号通所事業サービス利用契約書の内容に関する説明を行い、利用者及び家族の同意の下に利用契約を締結するものとする。

(利用料等)

第9条

- 1 通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示又は市が定めた額によるものとし、通所介護が法定代理受領サービスであるときは、定められた負担割合による額とする。
- 2 第10条の通常の事業の実施地域を越えて行う通所介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - (1) 通常の事業の実施地域の境界以遠。片道1kmあたり 50円

(通常の事業の実施地域)

第10条

- 1 第1号通所事業の実施地域は、掛川市・菊川市とする。
- 2 地域密着型通所介護の実施地域は、掛川市内とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、施設の利用に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 迷惑行為等：騒音等、他の利用者の迷惑になる行為は、してはならない。
- (2) 宗教・政治・営利活動：施設内で他の利用者に対する宗教活動・政治活動及び営利活動をしてはならない。
- (3) 禁煙：喫煙は、指定場所で行うものとする。火気類の保管は、事務所で行う。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者は、通所介護の提供中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第13条 非常災害時に適切に対応するため、非常災害対策に関する具体的な計画を定めるとともに、年2回以上に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(衛生管理及び従業者等の健康管理等)

第14条

- 1 事業所は、衛生管理に十分留意し、必要な措置を行うものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し感染症等に関する基礎知識を習得させるため、必要な教育に努めるものとする。
- 3 事業所は、従業者に年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持等)

第15条

- 1 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情対応)

第16条 事業者は、提供した通所介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

(事故処理)

第17条

- 1 事業者は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに 区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 事業者は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての重要事項)

第18条 事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第19条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修の実施等必要な措置を講じる。

(感染症予防の取り組み)

第20条 事業所は、当指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練等実施等必要な措置を講じる。

(虐待防止の為の措置に関する事項)

- 第21条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。
2. 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（Web等活用する）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 3. 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
 4. 事業所において従業者に対して虐待防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施します。
 5. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

(事業継続の取り組み)

第22条 事業所は、利用者に対する通所介護サービスの提供を継続的に実施する為、及び非常時の体制で早期の事務を図るための計画を策定し、必要な研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(ハラスメント対策の強化)

第23条 事業所は適切な通所介護サービスの提供をする観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じる。

(身体拘束等の禁止)

第24条 事業所は通所介護サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下この条において「身体拘束」という。)を行わないものとする。

2. 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日より施行する。

令和6年4月1日 追加(第21条 第22条 第23条 第24条)